

新規仮申込
受付中

令和6年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金 里山林の整備と利用に対する助成（林野庁事業）

令和6年度から新規で申請する皆様からの「仮申込」を受付けます。 ※2年目と3年目の団体は原則提出不要

仮申込の締切日

令和6年1月31日（水）

本申請（採択申請書の提出）

仮申込後、令和6年4月以降に本申請（採択申請書の提出）が必要です。

採択申請書の提出 → 審査 → 採択 → 活動着手 → 翌年の2月末日までに報告

（参考）採択申請書の提出期限等（見込み） ※具体的には4月上旬発表の募集要領の中でお示しします。

	1次募集	2次募集	3次募集	4次募集	5次募集
採択申請書の提出期限	4月中旬	5月下旬	6月下旬	7月下旬	8月下旬
活動着手可能日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日

活動メニュー（注）令和5年度の内容。交付単価は年額。交付金額の上限は1組織当たり年500万円。

メインメニュー（必須。いずれか1つ以上を必ず実施。）

②地域環境保全タイプ （里山林保全）



雑草木の刈払い、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、植栽、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置等
（最大120,000円/年・ha）

③地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）



竹の伐採・搬出・処理・利用等。タケノコや竹材の収穫、竹炭や竹チップへの加工も対象。「侵入竹の除去」とは雑木林や人工林等に侵入した竹を取り除く活動
（最大285,000円/年・ha）

④森林資源利用タイプ



用材、薪、炭、きのこ原木、木質チップ等とするための樹木の伐採・搬出、特用林産物の植付・採集等。薪、きのこ原木、炭、木質チップへの加工も対象
（最大120,000円/年・ha）

サイドメニュー（必要に応じて選択）

①活動推進費



林況調査や詳細な作業計画の立案、研修等
（初年度のみ112,500円）

⑤森林機能強化タイプ



歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等
（800円/年・m）

⑦資機材・施設等



②～⑥の活動に必要な資機材・施設の整備。チェーンソー、刈払機、チップパー、電気柵等の購入額の1/2以内を支援。ただし、林内作業車、薪割機、薪ストーブ及び炭焼き小屋等の補助率は1/3以内

⑥関係人口創出・維持タイプ

（年50,000円）

地域外関係者の参加を得て②～④の活動を行う際の事前調整、受入準備、事後の意見交換等

交付金の特徴

①対象となる活動は、面的な森林整備

森林整備とは、森林を育成するために行う植林、下刈り、木竹の除間伐等です。

②対象となる場所は、里山林（林業経営が成立しづらい森林）

雑木林や竹林はもちろん人工林も対象になります。

③交付の期間は、原則として3年間

一度採択を受けたら原則3年間にわたって交付金が継続されます。（申請は年度毎に必要）

④全額を活動に要する人件費（日当）として使える

活動に要する消耗品費（ヘルメット、ノコギリ、防護具等）、資機材費（チェーンソーや刈払機等）、傷害保険の保険料等も対象になります。

活用例 地域の課題・困りごとの解決に役立ちます。

地域の課題・困りごと	交付金の活用例
森林がササや灌木の藪に覆われ、地域の景観が悪化し、ゴミの不法投棄も心配だ。藪にイノシシが棲みつき、農地や住宅等への獣害の温床となっている。	ササや灌木を刈払って景観を改善し、見通しのよい明るい森林を取り戻す。森林の藪を刈払ってイノシシが棲みつかないようにする。
長年にわたり間伐や枝打ち等の管理がなされていないので、倒木や枯損木が多く、台風や大雨のたびに倒木、落枝、土砂流出、鉄砲水等の被害が心配だ。	間伐や枝打ちを行い、倒木や落枝の発生を防ぎ、地面の草を発達させて土砂流出の防止を図る。倒木や枯損木を処理し、鉄砲水の防止を図る。
雑木林が藪に覆われて林床植物や昆虫が乏しくなり、生物多様性が喪失している。	藪に覆われた雑木林で刈払いや落ち葉かきを行い、明るく林床植物が豊かな雑木林に再生させる。
竹林が枯れた竹で覆われて地域の景観が悪化し、ゴミの不法投棄、山火事、土砂崩れも心配だ。隣の農地や宅地にも竹が侵入して困る。森林に竹が侵入し、そこに生育する樹木が枯死してしまった。	倒れた竹や枯れた竹を片付けて、タケノコを利用できる美しく健康な竹林を取り戻し、隣地への竹の侵入を防止する。森林に侵入した竹を除去して樹木を救出する。
相続や購入等で入手した森林を、仲間の協力を得ながら自力で整備・活用したいが、知識や経験が無い。ササ、灌木、倒木、枯損木等に覆われており、森林の中に入ることも難しい。	仲間を募ったり、経験者から教わったりしながら、藪の刈払いや小さな倒木や枯損木を処理するなどして、森の中に入れる状態にした後、将来の森の管理や活用を考える。

現地説明会

制度のご説明はもちろん、可能な場合は申請予定地のGPS計測（計画図の素案の作成）、モニタリング調査の初回調査と数値目標の検討等、申請に必要な作業もお手伝い。ご希望の方は、事務局へご相談ください。

申請できる組織は？

東京都、埼玉県及び神奈川県内の里山林を保全・利用する活動組織。里山林整備に参加する地域住民や森林所有者など3名以上で構成されること。NPO法人等が単独で実施することも可能です。



詳細は・・・

令和5年度の内容ですが、当機構のホームページで募集要領と申請書様式等をご覧いただけます。

→<http://www.kouryu.or.jp/service/satoyama.html>

お申し込み先 お問い合わせ・ご相談は随時受付

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地
神田金子ビル5階

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構
森林・山村多面的機能発揮対策事務局

TEL: 03-4335-1985（土日祝休日を除く平日9:30～12:15、13:00～17:45）

FAX: 03-5256-5211 E-Mail: satoyama@kouryu.or.jp